

平成30年第6回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	平成30年3月28日 午前10時00分
	場 所	庁議室
開 会 日 時	平成30年3月28日 午前10時00分	
閉 会 日 時	平成30年3月28日 午前11時13分	
出 席 委 員	田 辺 正 保	
	濱 秀 利	
	平 良 木 宣 行	
	森 脇 直 美	
欠 席 委 員		
会議録署名	教 育 長	酒 井 裕 之
委 員	委 員	田 辺 正 保
会 議 出 席 者	事務局職員	管理課長 高 橋 敏 晴 管理課長補佐 渡 部 貴 志 給食センター所長 中 尾 利都子 生涯学習課長 高 橋 俊 彦 生涯学習課長補佐 三 浦 博 哉 情報館館長 福 地 玲 子 体育振興課長 高 橋 政 一
	その他の者	

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第2号	教育長の報告すべき事項について
6	(議 案)	
	議案第16号	厚岸町奨学審議会委員の委嘱について
	議案第17号	厚岸町立教育研究所長の任命について
	議案第18号	厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について
	議案第19号	厚岸町社会教育委員の委嘱について
	議案第20号	厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について
	議案第21号	厚岸情報館協議会委員の任命について
	議案第22号	厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱について
	議案第23号	厚岸町海事記念館協議会委員、厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱について
	議案第24号	厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について
	議案第25号	厚岸町スポーツ推進委員の委嘱について
	議案第26号	厚岸町学校施設開放主事及び副主事の委嘱について
	議案第27号	厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
	議案第28号	厚岸情報館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
	議案第29号	厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて
	議案第30号	厚岸町学校評議員の運営に関する規程を廃止する訓令を定めることについて
	議案第31号	厚岸町立学校保護者負担軽減費取扱要綱を定めることについて
	議案第32号	厚岸町立学校準公金取扱要綱を定めることについて
	議案第33号	厚岸町立学校修学旅行費助成交付要綱を定めることについて
	議案第34号	厚岸町学校給食センター運営委員の委嘱について
7	(協 議)	
	協議第2号	平成30年度厚岸町立学校入学式の参列者について
8		閉会

## 平成30年第6回厚岸町教育委員会

平成30年3月28日

午前10時00分開会

●教育長           ただいまから、平成30年第6回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

                  なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長           日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、3月28日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           それでは、会期を本日3月28日の1日間といたします。

(はい。の声)

●教育長           それでは、そのように決定いたします。

●教育長           日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。平成30年3月22日に開会した第5回教育委員会の会議録の承認についてであります。会議録署名委員の濱委員、田辺職務代理者がそれぞれ署名済でありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長           日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、田辺委員を指名いたします。

●教育長           日程第5、報告第2号「教育長の報告すべき事項につ

いて」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●指導室長

ただいま上程いただきました報告第2号「平成29年度中学校卒業生進路状況調査」について報告いたします。

議案書の2ページをお開きください。町内中学校4校の3年生90名については、89名が高等学校等への進学であり、内3名が本日結果発表の二次募集に臨んでおります。進路未定者が1名おりますが、保護者と学校間で協議されており、自宅に同居しながら職を探していくという情報が入っております。進学する89名中34名が、厚岸翔洋高校を受験しました。これは、全合格者54名の中における人数ですので、今年度は「地元の生徒」の割合が多くなっています。なお、二次募集に臨んでいる3名も厚岸翔洋高校を受験しています。釧路市内の高校への受験状況は、ほぼ例年通りとなっております。一般受験による合格者が大部分ですが、推薦受験による合格者も数名おります。私立高校への進学は、札幌市や帯広市、釧路市にある学校が主なものであり、スポーツ等の環境を求めての進路選択となっております。いずれにしても、校内での三者面談で十分確認の上の決定となっております。以上、報告第2号の説明とさせていただきます。

●教育長

内容は、「町立学校中学校卒業生進路状況について」であります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、報告第2号を終わります。

(はい。の声)

●教育長

日程第6、議案第16号「厚岸町奨学審議会委員の委

嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました議案第16号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。厚岸町奨学審議会委員については、平成30年3月31日をもってその任期が満了するため、厚岸町奨学資金貸与条例第4条第2項の規定により、新たに委員を委嘱いたしたく本議案を提出するものであります。委嘱する方の氏名について説明させていただきます。なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりでございますので省略させていただきます。氏名でございます。1号委員は、民生委員枠であります。山田澄子さんで、新任であります。2号委員は、教育関係者枠で3名となります。まず、武田昌彦さん、真龍小学校長で、再任であります。次に小川一法さん、4月に太田小学校長に赴任され、新任であります。3人目は、氏名等が空欄になっておりますが、慣例として翔洋高校の校長先生にお願いしておりましたが、ご本人に承諾を得ておりませんので今回は空欄となっております。3号委員は、識見を有する者の中からの選出であります。まず、室美津雄さん、再任であります。次に、中村一明さん、再任であります。次に高橋美佐子さん、新任であります。任期は、平成30年4月1日から2020年3月31日で、2年間となっております。議案書の4ページは現任者の名簿でありますのでご参照願います。以上、簡単な説明でございますが、議案第16号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、任期満了にともなう、厚岸町奨学審議会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

- 教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

- 教育長           では、そのように決定いたします。

- 教育長           次に、議案第17号「厚岸町立教育研究所長の任命について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長       ただ今上程いただきました議案第17号「厚岸町立教育研究所長の任命について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。平成30年3月31日をもって、厚岸町立教育研究所長の任期が満了となりますので、厚岸町立教育研究所設置条例施行規則第5条の規定により新たな所長を任命したく本議案を提出するものであります。議案書の5ページをご覧くださいと思います。

厚岸町立教育研究所長の任命についてでございます。新たに任命する方は、武田昌彦さんで現在、真龍小学校の校長でございます。性別、生年月日、住所等は記載のとおりでございますので省略させていただきます。

任期は、平成30年4月1日から2020年3月31日となっております。議案書の6ページは現任者の名簿でありますのでご参照願います。以上、簡単な説明でございますが、議案第17号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 教育長           内容は、任期満了にともなう厚岸町立教育研究所長の

任命についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

- 教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

- 教育長           では、そのように決定いたします。  
次に、議案第18号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長           ただ今上程いただきました議案第18号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。現在の委員は、平成30年3月31日をもって任期満了となりますので、厚岸町立教育研究所設置条例施行規則第9条第1項の規定により新たな委員を委嘱したく本議案を提出するものであります。議案書の7ページをご覧くださいと思います。厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱についてでございます。なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりでございますので省略させていただきます。

氏名でございます。1号委員は校長代表の2名となります。お一人目は、湊谷隆司先生で高知中学校に勤務しております。もう1名は、水上俊司先生で、この4月から厚岸中学校勤務となります。2号委員は、教頭代表で2名。お一人目は、小林香織先生で、太田中学校に勤務しております。もう1名は、西村浩一先生で、この4月から真竜小学校に勤務となります。3号委員は、教職員代表で3名。お一人目は、堀 幸一先生で、太田中学校

に勤務しております。次に、高橋輝未先生で、太田小学校に勤務しています。次に乃一誠先生で、厚岸小学校に勤務しています。4号委員は、識見を有する者で3名です。お一人目は、佐藤絹子さんです。2人目は、江幡満さんです。3人目は久保ますみさんです。備考欄は、再任、新任の区分になります。任期は、平成30年4月1日から2020年3月31日で、2年間となっております。議案書の8ページは、厚岸町立教育研究所運営委員会委員の名簿でございますのでご参照願います。以上、簡単な説明でございますが、議案第18号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 教育長 内容は、任期満了にともなう、厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。  
次に、議案第19号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」、議案第20号「厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について」を一括議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 生涯学習課 長 ただ今上程いただきました議案第19号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」及び第20号「厚岸町公民館



運営審議会委員の委嘱について」その提案理由と内容をご説明申し上げます。議案書の9ページをご覧ください。

厚岸町社会教育委員の委嘱についてでございます。

現在の委員は、平成30年3月31日をもって任期満了となりますので、社会教育法第15条第2項及び社会教育委員設置条例第3条の規定により新たな委員を委嘱いたしたく、本議案を提出するものであります。

1 氏名等でございます。性別等は記載のとおりでございますので省略させていただきます。

氏名でございます。委員区分「社会教育」は、金橋康裕氏・森脇智亮氏・堀春美氏・葛西松子氏・中田美雪氏で、いずれも再任でございます。次に委員区分「学校教育」は、湊谷隆司氏で再任です。翔洋高校の校長につきましては、人事異動等により次回の教育委員会に上程させていただきます。次に、委員区分「家庭教育」は、奥泉則夫氏 新任で、情報館でのボランティア活動や家庭教育ナビゲータとして活動いただいております。川崎優子氏は再任です。次に、委員区分「学識経験者」は、佐々木修治氏・山田澄子氏・石崎恵子氏で、いずれも再任です。2 任期でございます。平成30年4月1日から2020年3月31日まででございます。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。現在の委員は、平成30年3月31日をもって任期満了となりますので、社会教育法第30条第1項及び厚岸町公民館条例第6条の規定により新たな委員を委嘱したく、本議案を提出するものであります。

1 氏名等及び2任期につきましては、議案第19号と同様ですので、省略させていただきます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 教育長 内容は、任期満了にともなう、社会教育委員と公民館運営審議会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。  
次に、議案第21号「厚岸情報館協議会委員の任命について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 生涯学習課長

ただ今上程いただきました議案第21号「厚岸情報館協議会委員の任命について」その提案理由と内容をご説明申し上げます。議案書の13ページをご覧ください。

厚岸情報館協議会委員の任命についてでございます。

現在の委員は、平成30年3月31日をもって任期満了となりますので、図書館法第15条及び厚岸情報館設置条例第7条の規定により新たな委員を任命いたしたく、本議案を提出するものであります。

1氏名等でございます。性別等は記載のとおりでございますので省略させていただきます。

氏名でございます。委員区分「学校教育」は佐藤毅氏は新任で、真龍中学校の校長でございます。次に委員区分「社会教育」は、中田美雪氏・米内山法敏氏で、いずれも再任でございます。次に委員区分「家庭教育」は、佐々木修治氏、清野佳代氏で、いずれも再任でございます。次に、委員区分「学識経験者」は、室崎正之氏・稲

葉美由樹氏・豊川達憲氏・中村禎子氏・山田澄子氏で、いずれも再任です。2 任期でございます。平成30年4月1日から2020年3月31日まででございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 教育長 内容は、任期満了にともなう、厚岸情報館協議会委員の任命についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。  
次に、議案第22号「厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱について」、議案第23号「厚岸町海事記念館協議会委員、厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱について」を一括議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 生涯学習課長 ただ今上程いただきました議案第22号「厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱について」及び議案第23号「厚岸町海事記念館協議会委員、厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱について」その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書の15ページをご覧ください。厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱についてでございます。現在の委員は、平成30年3月31日をもって任期満了となります

ので、厚岸町文化財保護条例第5条の規定により新たな委員を委嘱いたしたく、本議案を提出するものであります。1 氏名等でございます。性別等は記載のとおりでございますので省略させていただきます。

氏名でございます。宮川佳治氏・高橋真治氏・中嶋弘美氏・石崎恵子氏・中田由美子氏・川崎優子氏・豊川達憲氏・江端満氏・川口宏二氏は、いずれも再任でございます。西村浩一氏は新任で、真龍小学校の教頭でございます。続きまして、議案書の17ページをご覧ください。

厚岸町海事記念館協議会委員、厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱についてでございます。現在の委員は、平成30年3月31日をもって任期満了となりますので、厚岸町海事記念館協議会条例第6条、厚岸町郷土館条例第6条及び同条例施行規則第7条、並びに厚岸町太田屯田開拓記念館条例第6条及び同条例施行規則第7条の規定により新たな委員を委嘱したく、本議案を提出するものであります。1 氏名等及び2任期につきましては、議案第22号と同様ですので、省略させていただきます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、任期満了にともなう、文化財専門委員会委員、海事記念館協議会委員、郷土館運営審議会委員及び太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

●教育長

では、そのように決定いたします。

次に、議案第24号「厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●体育振興課長

ただいま上程いただきました、議案第24号 厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について、その提案理由を説明申し上げます。議案書20ページをご覧ください。

厚岸町スポーツ推進審議会の委員につきましては、厚岸町スポーツ推進審議会条例第4条の規定に基づき、第1号委員として学識経験者から、第2号委員として関係行政機関の職員から選任することとなっています。

平成29年10月1日付けで任命された委員のうち、学識経験者からの選出委員であります 西谷内勉氏については、町外転出により平成30年3月31日付けをもって委員の辞任の申出があったことから、新たに 久保一将氏を新たに任命するものであります。また、関係行政機関からの選出委員であります 藤田崇充氏については、厚岸町教頭会において役職替えとなったことから、新たに太田小学校教頭 若林大靖氏を任命するものであります。任期につきましては、任命年月日の平成30年4月1日から前任者の残任期間である平成31年9月30日となっており、性別、生年月日、住所、職業については記載のとおりですので省略させていただきます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、欠員による厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

- 教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

- 教育長           では、そのように決定いたします。

- 教育長           次に、議案第25号「厚岸町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 体育振興課長       ただいま上程いただきました、議案第25号厚岸町スポーツ推進委員の委嘱について、その提案理由を説明申し上げます。議案書22ページをご覧くださいと存じます。厚岸町スポーツ推進委員につきましては、スポーツ基本法第32条第1項により教育委員会が委嘱することが規定されており、厚岸町スポーツ推進委員に関する規則で定数と任期を規定しています。今回、委嘱の提案をいたしますのは、平成30年3月31日をもって委員の任期が満了することに伴うスポーツ推進委員の委嘱であります。委嘱する人数は、厚岸町スポーツ推進委員に関する規則第3条の規定により15名であります。

氏名であります。大場一博氏、鈴木泰博氏、宮原勉氏、鹿野真裕氏、小林敏美氏、小笠原景太氏、本庄将之氏、田崎春美氏、馬場まり子氏、大山織絵氏、五十嵐百合子氏、中澤清美氏、三上康子氏、宗石芳弘氏、佐田文晃氏の15名となっており、三上康子氏、宗石芳弘氏、佐田文晃氏の3名は新任で、他の12名については再任となっております。性別、生年月日、住所、職業は記載のとおりでございますので省略させていただきます。

委嘱年月日につきましては、平成30年4月1日から2020年3月31日までの2年間であります。

以上大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 教育長 内容は、任期満了にともなう、厚岸町スポーツ推進委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。  
次に、議案第26号「厚岸町学校施設開放主事及び副主事の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 体育振興課長 ただいま上程いただきました、議案第26号 厚岸町学校施設開放主事及び副主事の委嘱について、その提案理由を説明申し上げます。議案書の24ページをお開き願います。厚岸町学校施設開放主事等につきましては、厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第4条第1項の規定に基づき設置され、同条第2項の規定により教育委員会が委嘱することとなっております。

この度、平成30年3月31日をもって、太田中学校における学校施設開放主事及び副主事の任期が満了することから、新たに委嘱しようとするものであります。

氏名等ではありますが、主事として、太田中学校教頭であります、小林 香織 氏を、副主事として、利用者で

酪農業をされております、佐藤こうた氏を、前年に引き続き委嘱するものであります。性別、生年月日、住所、職業は記載のとおりでありますので説明は省略させていただきます。任期につきましては、平成30年4月1日から、平成31年3月31日までであります。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 教育長           内容は、任期満了にともなう、厚岸町学校施設開放主事及び副主事の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

- 教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

- 教育長           では、そのように決定いたします。  
次に、議案第27号「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長       ただ今上程いただきました議案第27号「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」その内容と提案理由についてご説明申し上げます。

議案書26ページをご覧ください。厚岸町立学校管理規則については、町立学校の管理運営の基本的事項について定め、学校の適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的としております。今回の改正については、平成30年度から厚岸町学校運営協議会が設置され、学校運営協議



会委員と学校評議員の役割及び目的が重複するため、厚岸町学校評議員の運営に関する規定を廃止することとしたため、本規則に規定している学校評議員の規定を削除するものです。また、北海道教育委員会において、市町村立学校の事務職員及び学校栄養職員の職務区分を見直し、市町村立小学校・中学校等の事務主幹の取扱要領が一部改正され、専門事務主任等が新設されたため改正しようとするものです。それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書26ページをご覧ください。議案第27号厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則でございます。改正内容については、別にお配りしている議案第27号説明資料「新旧対照表」にてご説明いたします。第4条の3、学校評議員の規定を第4条の3削除とするものであります。第7条の2、事務主任の規定のうち、第3項中「事務をつかさどる」を「事務に関する事項について連絡調整、指導及び助言に当たる」に改め、職務を明確にし、同条を繰り下げ第7条の3とするものであります。次に、先ほどご説明したとおり、市町村立小学校・中学校等の事務主幹の取扱要領が一部改正され、専門事務主任等が新設されたため、第7条の次に専門事務主任の規定を第7条の2として加えるものであります。議案書26ページにお戻り願います。

附則でございます。この規則は、平成30年4月1日から施行する。とするものであります。

以上簡単ですが、議案第27号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、学校運営協議会設置にともなう、学校評議員の規定の削除及び専門事務主任の新設等による、厚岸町立学校管理規則の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員 学校運営協議会が平成30年度から新設される事によって評議員を廃止するという事ですけど、平成30年度における学校運営協議会は、どのようなタイムスケジュール進めていくのですか。

●管理課長 4月から空白期間ができます。学校運営協議会は、6月くらいに委員選出をして、7月から学校運営協議会を動かしたいと考えています。若干遅れる学校もあるかもしれませんが、なるべく早くと考えています。

学校評議員と学校運営協議会委員の役割は重複しています。学校評議員を4月から委嘱しても期間が短いので、役割が充分果たせないという事から、学校評議員を廃止させていただこうということです。現状を申し上げますと、太田地区は進んでいます。湖南地区は、地域のある程度の理解は得られていると思います。湖北地区は、住民説明会を行ったんですが、学校区が広いため理解は浅いと考えていますが、今後対応していきたいと思います。なるべく早い段階で、新しい組織を立ち上げて委員の委嘱をしたいと考えております。

●濱委員 わかりました。

●教育長 他にございませんか。

(ありませんの声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

次に、議案第28号「厚岸情報館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課  
長

ただ今上程いただきました議案第28号「厚岸情報館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書の28ページをご覧ください。

厚岸情報館設置条例施行規則につきましては、厚岸情報館の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的としております。今回の改正については、情報館の館長を配置するにあたり、図書館法の規定に基づく司書の資格を有する者の規定を努力義務に改正するほか、様式中の条番号を訂正いたしたく、本案を提出するものであります。改正内容については、別にお配りしている議案第28号説明資料「厚岸情報館設置条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表」により説明させていただきます。

第3条は、館長について規定をしておりますが、現行の規定では、情報館長は図書館法の規定に基づく司書の資格を有する者をもって充てると規定されておりますが、「充てる」の次に「よう努めなければならない」を加え、情報館の館長を配置するにあたり、司書の資格を有する者の規定を努力義務に改正しようとするものであります。次に別記第4号様式は、様式中の条番号に誤りがあり、「第23条」を「第25条第2項」に改めようとするものです。議案書28ページにお戻り願います。

附則でございます。この規則は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、館長の資格要件、字句の訂正に係る厚岸情報

館設置条例施行規則の一部改正についてについてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

- 教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

- 教育長           では、そのように決定いたします。

- 教育長           次に、議案第29号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長       ただ今上程いただきました、議案第29号、「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容をご説明いたします。議案書の29ページをお開き願います。厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程において、教育委員会事務局の職名及び定数、教育機関の施設ごとの職名及び定数を規定しており、人事異動によりその定数等に変更が生じるときに改正をしております。内容については、議案第29号説明資料「新旧対照表」にてご説明いたします。まず、教育委員会事務局ですが、これは管理課・指導室・生涯学習課・スポーツ課の職員になりますが、主幹・係長が2名から1名に減員となっております。これは、体育振興係長が定年退職となり課長が係長を兼務するため減となったものであります。職員数の計は16人から15人と1名減とな

っております。次に、教育機関の職員ですが、(3)の情報館は、司書発令の職員が1名増となったため、情報館の計を、3名から4名に改める内容となっております。

(4)温水プールの区分で主幹が定年退職し指導員が主幹となったため指導員が0となったもので、温水プールの計を2名から1名に改めるものです。教育委員会全体では30名から29名の定数に改めるものとなっております。議案書30ページにお戻り願います。

附則でございます。この訓令は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上簡単ですが、議案第29号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 教育長 内容は、4月1日付け人事異動にともなう、厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。  
次に、議案第30号「厚岸町学校評議員の運営に関する規程を廃止する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長 ただ今上程いただきました、議案第30号、「厚岸町

学校評議員の運営に関する規程を廃止する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容をご説明いたします。議案書の31ページをお開き願います。

厚岸町学校評議員の運営に関する規程は厚岸町立学校管理規則第4条の3に規定する学校評議員に関し必要な事項、「役割」「定数」「任期」などを定めているものであります。廃止する理由については、先ほどの厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてでご説明したとおり、平成30年度から厚岸町学校運営協議会が設置され、学校運営協議会委員と学校評議員の役割及び目的が重複するため、その役目を終えたため本規程を廃止するものです。厚岸町学校評議員の運営に関する規程を廃止する訓令

厚岸町学校評議員の運営に関する規程（平成14年厚岸町教育委員会訓令第18号）は廃止するものです。

附則でございます。この訓令は、平成30年4月1日から施行するとするものであります。

以上簡単ですが、議案第30号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長

内容は、学校運営協議会設置にともなう、厚岸町学校評議員の運営に関する規程の廃止についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

●教育長

では、そのように決定いたします。

次に、議案第31号「厚岸町立学校保護者負担軽減費取扱要綱を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました議案第31号「厚岸町立学校保護者負担軽減費取扱要綱を定めることについて」その内容と提案理由についてご説明申し上げます。

議案書32ページをご覧ください。本要綱は、教材購入における保護者の経済的負担軽減を目的とした保護者負担軽減費について、平成30年度より制度が拡充されることに伴い、取扱に係る統一的な基準を設定し、適正な予算執行を図ることができるよう制定しようとするものであります。厚岸町立学校保護者負担軽減費取扱要綱であります。第1条は、趣旨であります。提案理由でご説明した内容となっており、保護者負担軽減費について、取扱に係る統一的な基準を設定し、適正な予算執行を図るため、必要な事項を定めるものであります。第2条は、定義であります。保護者負担軽減費の定義づけをしております。第3条は、対象費目であります。対象費目を別表に定めております。33ページ別表をご覧ください。対象費目は、記載のとおり、授業等において、児童生徒が一律に使用する教材及び事務用品となっております。対象外費目は、個人で用意する文房具、個人用図書などになります。32ページにお戻りください。第4条は、予算及び会計年度であります。第5条は、購入計画及び変更であります。1項では、計画書の提出を求めています。2項では、変更があったときの処理を規定しております。34ページ、35ページをご覧ください。それぞれ購入計画書と購入変更計画書の様式となります。33ページにお戻りください。第6条は、委任であります。附則でございます。この要綱は、平成30年4月1日

から施行する。とするものであります。以上簡単ですが、議案第31号の提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長           内容は、厚岸町立学校保護者負担軽減費取扱要綱の新規制定についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員           購入計画書や変更計画などを提出するようになっていますが、経理関係は、支出伝票が教育委員会を経由するので、実績額は学校の手を煩わせないで、確認できると解釈してよろしいでしょうか。

●管理課長           そのように考えております。学校の方も年度当初にどういうものを買うか、計画しておりますし、事務手続き上問題は、無いと考えております。

●田辺委員           わかりました。

●教育長           他にございませんか。

(ありませんの声)

●教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

●教育長           では、そのように決定いたします。

●管理課長           次に、議案第32号「厚岸町立学校準公金取扱要綱を定めることについて」を議題といたします。職員は、提



案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました議案第32号「厚岸町立学校準公金取扱要綱を定めることについて」その内容と提案理由についてご説明申し上げます。

議案書36ページをご覧ください。学校において保護者から徴収する現金は、各学校の取り決めにより、管理運用を行っていますが、事件事故を未然に防ぎ、現金取扱に係る適正な管理を図ることを目的として、本要綱を制定しようとするものであります。厚岸町立学校準公金取扱要綱であります。第1条は、趣旨であります。

提案理由でご説明した内容となっており、その取扱について必要な事項を定めるものであります。第2条は、準公金の種類であります。第1号では、学校納付金、第2号では団体会計の現金、第3号はその他の会計の現金をそれぞれ規定しており、その分類を明確にしております。第3条は、校長の職務であります。第4条は、事務処理体制等であります。校長の職務及び会計担当者の役割を規定しております。第5条は、準公金の取扱い等であります。準公金の取扱いを、現金の場合、預金通帳場合、それぞれ規定しております。第6条は、会計年度であります。第7条は、決算及び検査であります。会計担当者は、会計年度が終了した場合は、速やかに決算書を作成し、校長の検査を受けることを規定しています。附則でございます。この要綱は、平成30年4月1日から施行する。とするものであります。以上簡単ですが、議案第32号の提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、厚岸町立学校準公金取扱要綱の新規制定についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

- 教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

- 教育長           では、そのように決定いたします。

- 教育長           次に、議案第33号「厚岸町立学校修学旅行費助成交付要綱を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長       ただ今上程いただきました議案第33号「厚岸町立学校修学旅行費助成交付要綱を定めることについて」その内容と提案理由についてご説明申し上げます。

議案書38ページをご覧ください。平成30年度から保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の拡充を図ることを目的として、保護者に対し修学旅行の半額を助成することとしたため、その助成金の交付に係る必要事項を定めるため本案を提出するものであります。

厚岸町立学校修学旅行費助成交付要綱であります。

第1条は、目的であります。提案理由でご説明したとおり、この要綱の目的について定めております。第2条は、助成の対象であります。1項では、助成の対象については、修学旅行に参加する者の保護者で厚岸町内に住所を有する者としております。2項では、助成の対象とならない者を規定しておりますが、次条に規定する助成金より少ない場合は助成の対象とすることができるとしております。第1号では、特別支援教育就学奨励費を支給されている者 第2号では、要保護及び準要保護児童

生徒認定及び就学援助費を支給されている者、第3号は高度へき地修学旅行費を支給されている者、第3条は助成金等であります。

第1項では、助成金は、予算の範囲内で助成し、対象経費の2分の1以内とするものであります。第2項では、各号において対象経費を規定しております。第3項では、前条第2項ただし書きの規定により助成の対象となる場合の助成金の差額を規定しております。第4条は、交付申請等であります。第1項では、保護者が学校長が指定する日までに別記様式第1号の申請書を学校長に提出することを規定しております。第2項では、学校長が申請者を取りまとめ、別記様式第2号に次の各号の必要書類を添付し提出することを規定しております。第5条は、助成金の支給であります。助成金は、口座振替により保護者に直接支給するものです。第6条は、助成金の返還であります。第7条は、その他であります。この要綱に定めるもののほか、修学旅行費の助成に関し必要な事項は、教育長が定めるとするものです。41ページをご覧ください。別記様式第1号、保護者が学校長に提出する申請書となります。42ページをご覧ください。別記様式第2号、学校長が申請書を取りまとめ教育委員会に提出するものです。43ページの修学旅行参加者名簿も添付することになります。附則でございます。この要綱は、平成30年4月1日から施行する。とするものであります。以上簡単ですが、議案第33号の提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、修学旅行費助成にともなう、厚岸町立学校修学旅行費助成交付要綱の新規制定についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●濱委員 修学旅行実施後に口座振込みという事でよろしいですか。

●管理課長 そのように考えております。要保護・準要保護であれば経済的困難で、なるべく早くという事もありますが、この場合は、額が確定した後に申請をあげてもらいます。そのようにしないと、精算で戻入がでたりしますので、保護者の負担も少なくなりますし、事務が繁雑にならないと考えております。

●濱委員 わかりました。

●教育長 他にございませんか。

●田辺委員 全ての世帯が口座をもっているのか。

申請書に口座を記入していただくことになっていきますし、口座がないという世帯は無いと思います。

学校に現金を渡すとなると、金額が多額になり、事件事故が起こりかねないので、口座に直接振込みたいと考えております。

●田辺委員 わかりました。

●教育長 他にございませんか。

(ありませんの声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

●教育長

では、そのように決定いたします。

ここで、事務局から追加議案が提出されております。これを日程に加え、この場で審議したいと思いたいと思いますがいかがですか。

(異議なしの声)

●教育長

では、そのように決定いたします。

それでは、議案第34号「厚岸町学校給食センター運営委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました議案第34号「厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

現在の委員は、平成30年3月31日をもって任期満了となりますので、厚岸町学校給食センター管理条例第4条第2項の規定により新たな委員を委嘱したく本議案を提出するものであります。

議案書の1ページをご覧くださいと思います。

厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてでございます。なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりでございますので省略させていただきます。

氏名でございます。1号委員は教員関係者となります。お一人目は、秦 直人先生で厚岸小学校に勤務しております。次に、西澤和則先生で、この4月から太田中学校勤務となります。次に、小川一法 先生で、この4月から太田小学校勤務となります。2号委員は、識見を有する者となります。お一人目は、佐々木修治さんです。次

に、森脇智亮さんです。3人目は西村千秋さんです。

備考欄は、再任、新任の区分になります。

任期は、平成30年4月1日から2020年3月31日で、2年間となっております。議案書の2ページは、関係条文の抜粋でございますのでご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、議案第34号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、任期満了にともなう、学校給食センター運営委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

●教育長 ここで暫時、休憩したいと思います。  
再開後の協議第2号、平成30年度厚岸町立学校入学式の参列者については、管理課長に出席願います。  
そのほかの職員におかれましては、ここでご退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

●教育長 再開します。次に、協議第2号、厚岸町立学校入学式の参列者についてを議題といたします。

(協議)

●教育長 では、厚岸小学校濱委員、真龍小学校田辺委員、太田小学校酒井、高知中学校森脇委員、厚岸中学校濱委員、真龍中学校田辺委員、太田中学校酒井というように決定します。よろしくお願いいたします。

(はいの声)

●教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。

これをもちまして、第6回教育委員会を閉会します。